

令和3年度 八頭町一般廃棄物処理計画

1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり一般廃棄物処理計画を定める。

2. 基本方針

本町の計画区域から排出される一般廃棄物（し尿）を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、健康で快適な生活を確保する。

3. 計画区域

八頭町全域

4. 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5. 一般廃棄物（し尿等）の排出状況（令和元年度排出量）

（1）一般廃棄物（事業系一般廃棄物は含まない）

（単位：t）

可燃ごみ	カン・ビン	プラスチック	小型破砕	大型資源	ペットボトル	白色トレイ	乾電池	蛍光管
3,018	133	217	162	74	30	1	1	2

（2）し尿及び浄化槽汚泥

（単位：k l）

し尿	浄化槽汚泥
368	879

6. 家庭系一般廃棄物の収集及び運搬

（1）収集方法

町（町が委託する収集運搬業者）は、家庭からごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）を収集する。なお、ごみステーションの管理等は、八頭町ごみステーション設置管理要綱に従い、設置した者が適正に行う。

なお、ごみステーションを利用できない者については、特別な理由があると認められた場合のみ、個別に対応する。

また、回収回数が少ない乾電池や処理の困難な小型充電式電池、使い捨てライター、ボタン電池、インクカートリッジは、八頭町役場各庁舎に専用回収ボックスを設置して収集を行う。

(2) 収集運搬計画

種類	収集回数	収集主体	収集方法	排出方法
可燃ごみ	2回/週	町（委託）	ステーション方式	町指定ごみ袋
カン・ビン	3回/月			コンテナ
プラスチック	1回/週			町指定ごみ袋
小型破碎	1回/月			コンテナ
大型資源	1回/月			そのまま
ペットボトル	1回/月			透明な袋
白色トレイ	1回/月			町指定ごみ袋
乾電池	1回/4ヵ月			透明な袋等
蛍光管				
古紙類*	1回/2ヵ月			そのまま
生ごみ*	2回/週			専用回収容器

※実施集落のみ

(3) 収集区域

八頭町全域

7. 事業系一般廃棄物の収集及び運搬

事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）については、事業所（法人格を有しない事業所は除く）が、自らの責任において適正に処理又は、町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して処理を行う。

8. 令和3年度一般廃棄物排出量の見込み（※事業系ごみは含まない）

（単位：t）

可燃ごみ	カン・ビン	プラスチック	小型破碎	大型資源	ペットボトル	白色トレイ	乾電池	蛍光管
2,905	137	201	140	64	26	1	6	2

9. 令和3年度し尿、浄化槽汚泥排出量の見込み

区分	し尿	浄化槽汚泥
収集量	403kl	836kl
収集区域	八頭町全域	
収集回数	随時	
収集方法	戸別収集（許可）	

10. 一般廃棄物の処理主体

(1) 家庭系ごみ

ア 可燃ごみ

(ア) 中間処理 鳥取市神谷清掃工場（鳥取市西今在家228）

(イ) 最終処分 鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取県東部環境クリーンセンター
（鳥取市伏野2220）

(ウ) 収集運搬 因幡環境整備株式会社（委託）
（鳥取市用瀬町美成323番地1）

イ 不燃ごみ（プラスチックごみを除く）

(ア) 中間処理 鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取県東部環境クリーンセンター
（鳥取市伏野2220）

(イ) 最終処分 同上

(ウ) 収集運搬 因幡環境整備株式会社（委託）
（鳥取市用瀬町美成323番地1）

ウ プラスチックごみ

(ア) 中間処理 因幡環境整備株式会社
いなばエコ・リサイクルセンター
（鳥取市船木118番地1）

(イ) 最終処分 鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取県東部環境クリーンセンター
（鳥取市伏野2220）

(ウ) 収集運搬 因幡環境整備株式会社（委託）
（鳥取市用瀬町美成323番地1）

エ 生ごみ

(ア) 処理 因幡環境整備株式会社（鳥取市用瀬町美成323番地1）
※液肥としてリサイクル

(イ) 収集運搬 因幡環境整備株式会社（委託）
（鳥取市用瀬町美成323番地1）

オ 古紙類

(ア) 処理 再資源回収業者 (株式会社木下産業)

(イ) 収集運搬 株式会社木下産業 (委託) (鳥取市叶 1 1 5)

(2) 事業系ごみ

ア 可燃ごみ

(ア) 収集運搬 一般廃棄物収集運搬許可業者

イ 不燃ごみ

(ア) 収集運搬 一般廃棄物収集運搬許可業者

(3) し尿及び浄化槽汚泥

ア し尿中継処理施設 篠波し尿中継施設 (八頭町篠波)

イ 中間処理 鳥取県東部広域行政管理組合
因幡浄苑 (鳥取市秋里 1 0 3 7 番地 6)

ウ 最終処分

脱水汚泥 鳥取県東部広域行政管理組合が委託業者へ再資源化するため引き渡す

し渣 (焼却灰) 鳥取市神谷清掃工場 (鳥取市西今在家 2 2 8)
鳥取県東部広域行政管理組合
鳥取県東部環境クリーンセンター
(鳥取市伏野 2 2 2 0)

エ 収集運搬 因幡環境整備株式会社 (許可)
(鳥取市用瀬町美成 3 2 3 番地 1)

1 1. 一般廃棄物収集運搬許可業者（令和3年3月31日現在）

業者名	住所	限定等
因幡環境整備(株)	鳥取市用瀬町美成323番地1	なし
(公財)鳥取市環境事業公社	鳥取市秋里1031番地2	し尿除く
(株)木下産業	鳥取市叶115	し尿除く
(有)二葉商会	鳥取市叶92番地3	し尿除く
(有)東部資源リサイクル	鳥取市西品治780番地1	し尿除く
(株)新井商会	鳥取市桜谷274番地	し尿除く
(有)マルヤス産業	鳥取市安長443番地8	し尿除く
(有)アセスメントカンパニー	鳥取市港町62番地3	し尿除く
(株)マルケー	鳥取市古海365番地5	し尿除く
(有)錦海化成	境港市昭和町7番地3	動植物性残さ(魚のあら)に限る
山陰建設(株)	八頭町宮谷263番地11	申請書添付の中国電力の事業に限る
(株)竹内組	八頭町南371番地1	申請書添付の中国電力等の事業に限る

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可の方針について

平成19年1月1日より事業系ごみの収集運搬を開始し、八頭町一般廃棄物収集運搬業許可取扱要綱により新規事業者に対し許可を行ってきた。

しかし、開始から10年以上が経過し、事業系ごみ及び一般家庭からの依頼による許可業者の廃棄物の収集運搬は、特段の問題もなく現在運用されている。

また、現在許可している許可業者の実際の運搬量から比較すると、許可業者全体の収集運搬の能力としては、過大にあると推測できる。

よって、一般廃棄物の収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるために、新規事業者の参入による許可を認めないこととする。

ただし、循環型社会の形成を推進する観点から、新規事業者の収集運搬する一般廃棄物の品目が限定的であり、かつ新規事業者が収集した一般廃棄物を再利用できる手段を有している場合に限り、収集できる範囲を限定して許可するものとする。

1 2. ごみ排出抑制の方策

- (1) ごみの減量化や分別等について、町報、防災無線やホームページ等を活用して、啓発等を行う。
- (2) 資源リサイクル活動の支援、マイバック運動等を通じた環境教育を行うなど、環境問題に対する意識の高揚を図る。
- (3) 家庭から発生する生ごみを処理する機器(コンポスト)を購入する家庭に対し、生ごみ処理機器等補助金を交付し、生ごみの減量化を促進する。
- (4) 資源回収を行う P T A 等の団体に対し、資源ごみ回収報奨金を交付し、ごみの資源化を促進する。
- (5) 可燃ごみ、プラスチックごみ、白色トレイについては、指定ごみ袋の有料化によりごみの排出抑制を行う。
- (6) 了解の得られた集落から生ごみを回収し、その後、因幡環境整備(株)が所有する液肥化施設に搬入し、液肥としてリサイクルを行う。回収の方法は、ごみステーションに専用の回収用のバケツを設置し、回収を行う。今後も、事業推進を行い、回収エリアの拡大を図っていく。
- (7) 再資源化の推進を図るため、古紙回収を実施する集落に対し、2カ月に1回、回収を行う。収集品目は、新聞、雑誌、ダンボール、紙パックの4種類とする。
- (8) 新可燃物処理施設(リンピアいなば)の運営等について、鳥取県東部広域行政管理組合等と連携を図りながら、ごみの処理やごみの減量化等について、啓発等を行う。

1 3. 助成事業

- (1) 資源ごみ回収報奨金
古紙類、缶類、ビン類を回収する P T A 等の団体に報奨金を交付する。
- (2) 生ごみ処理機器(コンポスト)等購入費補助金
生ごみを堆肥化するコンポストの購入費の一部に対し補助金を交付する。
- (3) 集落ごみステーション等整備事業補助金
ごみステーションの新規設置や修繕等の経費の一部に対し補助金を交付する。

1 4. その他

- (1) 特定家庭用機器再商品化法など、特定の制度に基づく品目については、その制度の内容により処理を行う。